



特集

性の多様性と人権2 アライになろう！



鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

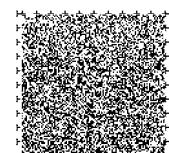
アライ（ALLY）とは、LGBTQ+の課題に対して、自分ごととして主体的に行動する人のことです。味方、同盟という意味があります。

令和7年度、公益社団法人鳥取県人権文化センター（以下、センター）及び鳥取県立人権ひろば 21 ふらっと（以下、ふらっと）は、アライになることをめざし、性の多様性や LGBTQ+の人権問題に関する職員研修等に取り組んできました（アライ化事業）。

今回の特集では、アライ化事業の一端をご紹介します。

Uni-Voice

文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。
スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ
「Uni-Voice」(iOS / Android版)、又は「Uni-Voice Blind」(iOS版のみ)をインストールしてご利用ください。



特集

性の多様性と人権2

～アライになる！～

アライになるために 一鳥取県人権文化センターの取り組み

センターがアライ化事業で実施した職員研修（令和7年12月時点）の概要をご紹介します。

今後は、これまでの研修等をセンターの各種規程や事業に反映していく予定です。

性の多様性やLGBTQ+の人権問題について学習し、アライをめざす取り組みをお考えの企業や団体、学校、個人の皆様の参考になれば幸いです。

第1回職員研修

5月8日木

講義とグループワーク

講師 センター専任研究員

- 性の多様性に関する基礎知識
- カミングアウトとアウティング
- マジョリティとマイノリティ
マジョリティ特権とは

第2回職員研修

6月3日火

講義とグループワーク

講師 センター専任研究員

- 第1回研修のおさらい
- トランスジェンダーの性別移行について
- LGBTQ+当事者が直面する困難
- パートナーシップ／ファミリーシップ制度

第3回職員研修

6月20日金

オンライン研修

講師 認定NPO法人虹色ダイバーシティ
小河 ともさん

- LGBTQ+に関する基礎知識
- 当事者の困りごと（一例）
- 誰もが安心して過ごせる環境づくり

第3回



第4回職員研修

10月7日火

ふらっとカフェ

進行役 センター専任研究員

テーマ 「居場所とは？」

※ふらっとカフェ…センターが「哲学カフェ」を参考に考案した対話型の人権学習。少人数で1つのテーマについてじっくり対話します。

第5回職員研修

10月31日金

グループワーク

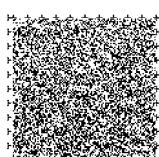
進行役 センター専任研究員

- 今後の事業や方針、課題や解決策等についての話し合い
- S O G I ハラスメントについて説明

第4回



第5回



県外視察研修

① 7月4日金 ② 7月18日金
視察先 プライドセンター大阪

プライドセンター大阪は、認定NPO法人虹色ダイバーシティが運営する大阪天満橋にある常設のLGBTQセンターです。LGBTQだけでなく、その周囲の人、LGBTQに関する学びたい人など、誰でも利用できます。LGBTQに関する本を読んだり、誰かと話をしたり、のんびり一人で過ごしたり、さまざまなイベントに参加したりする等、「みんなが自分でいられる場所」です。LGBTQに関する相談、研修や授業の受け入れもされています。

視察研修では、虹色ダイバーシティのスタッフの方に詳しくお話を伺い、センター及びふらっとが、今後、アライとしてどのような環境づくりや事業を行っていくか等、たくさんのヒントをいただきました。



プライドセンター大阪



視察の様子

模擬授業

11月21日金

中高生向けLGBTQ+教育プログラム模擬授業@ふらっと交流スペース

ふらっと交流スペースにおいて、虹色ダイバーシティ制作の「中高生向けLGBTQ+教育プログラム」の模擬授業を実施しました。本プログラムは、通常、プライドセンター大阪において中高生を対象に実施されていますが、虹色ダイバーシティではLGBTQ+ユースの孤独・孤立を防ぐことをめざし、このプログラムを全国に広げる取り組みもしています。その目的に応えるべく、県及び市町村教育委員会事務局等、学校教育に携わる皆様に広くご案内し、参加を募りました。

当日は、虹色ダイバーシティ代表の村木さんと奥野さんにお越しいただき、模擬授業のほか、本プログラムの制作背景や意義、プライドセンター大阪の紹介等をしていただき、質疑応答や意見交換等を行いました。

鳥取県において本プログラムをどう活用できるか、どう普及させていくか、センターがどのような役割を果たすことができるか等、活発に話し合いました。



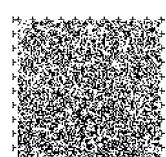
虹色ダイバーシティ村木代表



虹色ダイバーシティ



プライドセンター大阪



アライになり、それを表明しませんか

第43号の特集（性の多様性と人権 1～性の多様性、LGBTQ+って何？～）でもお伝えしたとおり、学校や職場、家庭や地域、さらにはインターネット等、日常生活の様々な場面における「性別は男女の2つのみ」かつ「異性愛」を前提とした会話や慣習、LGBTQ+当事者に対する偏見や侮蔑的な言動、職場でのSOGIハラスメント、法律や制度の問題等、性の多様性やLGBTQ+に関する知識や理解、環境等が十分とは言えない現状があり、人権に関する課題が山積しています。そのため、カミングアウトしている（できる）LGBTQ+当事者は少なく、社会的に「見えにくい」存在とされがちです。

LGBTQ+当事者が日常生活の中で抱える困難は多岐に渡りますが、 その中には、次のような事例があります。

- 性的指向や性自認に基づく差別やいじめから誰も救ってくれなかつたため、学校内の活動から孤立し、学習を継続することが困難になった。
- セクシュアリティや障害に理解があると明言している企業が地元では見つからず、自分が安心して働ける場所に就職するのは無理なのではと感じている。
- 性自認や性的指向に関する差別的な地域に住んでいるため、居場所もなく、同じような困難を抱えている人ともつながることができず、友人や恋人を見つけることが難しくて孤立した。
- 地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかつた。

（2025年3月31日LGBT法連合会『性的指向および性自認を理由として私たちが社会で直面する困難のリスト（第4版）』より抜粋）

クラスメイトや先生、家族がアライだったら…

LGBTQ+フレンドリーを明言している企業が地元にたくさんあれば…

自分らしくいられ、仲間とつながることができる居場所があれば…

地域の人にLGBTQ+に関する正しい知識と理解があれば…

故郷を離れることなく、安心して生きることができるかもしれません。



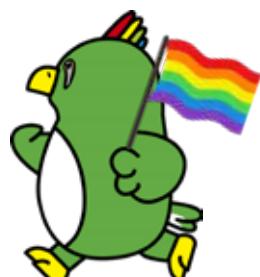
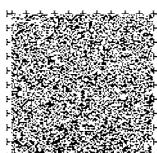
誰がアライであるかということも、それを表明しなければわかりません。

レインボーカラーのものを身につけたり、職場等に置いたりすることでアライであることを表明できます。「私はあなたの味方だよ」「ここはあなたの居場所だよ」「あなたを一人にはしないよ」というメッセージは、LGBTQ+当事者の安心や生きる支えとなります。

そして、家族や親戚、学校の友達や先生、職場の上司や同僚、近所の人等、自分にとって身近な人がアライであれば、これほど心強いことはないでしょう。

まずは正しく知ることから

鳥取県人権文化センターでは「性の多様性と人権」をテーマにした研修に講師を派遣しています。令和8年度の地域や職場、学校、PTA等の研修や授業で、本テーマでの講師派遣をご希望の方はお気軽にセンターにお問い合わせください。



差別のない人権尊重の社会を実現しましょう

鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正の経緯

- 本県においては、平成8年に「人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定し、あらゆる差別の解消や真に人権が尊重される社会づくりを推進してきました。
- 平成21年には、条例に「人権に関する相談」に関する規定を新たに設け、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を構築し、相談支援を充実することで、人権侵害に直面する県民の救済を図る仕組みを創りました。
- 令和3年には、新型コロナ感染症に対する差別や性的指向など、人権問題の多様化、複雑化に対応するため、様々な人権問題を例示（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であること等）し差別を禁止する包括的な条項にするとともに、差別の禁止にインターネット上の行為を含むことを、改めて明示する条例改正を行いました。
- インターネット上の差別行為等により人権が侵害され、最悪の場合、命が失われるような深刻な事態が生じる今般の状況に対し、令和7年4月に国は、大規模プラットフォーム事業者に「対応の迅速化」と「運用手続の透明化」等を義務付ける法律の整備などを行いましたが、本県では法に基づく措置を補完しつつさらなるインターネット上の差別行為等の発生、被害拡大を防ぐため、条例改正を行うこととしました。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例による相談支援

- 県民の方からインターネット上で差別的な書き込みなどにより被害を受けているとのご相談があれば、事業者に対する削除の申出や、発信者情報の開示請求をお手伝いします。

～インターネット上の書き込みによるお悩みがありましたら、ご相談ください～

相談窓口：（電話） **0857-26-7583** または **7677**

「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」の制定

2002年に北朝鮮による拉致被害者5名が帰国してから23年が経過し、その後進展はみられていません。拉致被害者及び帰りを待つ御家族の高齢化も進み、一刻の猶予もありません。

そのような中、北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟は、令和7年12月定例会に「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」を提案し、令和7年12月22日に制定されました。都道府県としては、埼玉県、新潟県、秋田県に続く4番目の条例制定となります。

この条例では県・市町村・県民・学校・警察の役割を定め、県民の皆さんには、拉致問題等に関する関心と理解を深め、県が実施する取組への協力に努めること、また、10月を拉致問題等啓発月間とすることが定められました。この問題の解決のためには、国民が一丸となってこの問題に向き合い、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。



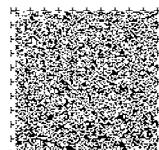
県民の協力

第5条 県民は、拉致問題等に関する関心及び理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために県が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

5ページに関するお問合せは、

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課

TEL : 0857-26-7590 FAX : 0857-26-8138



子どもたちをデジタル社会の脅威から守ろう

～令和7年に青少年健全育成条例が改正されました～

鳥取県青少年健全育成条例とは？

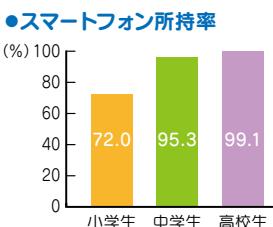
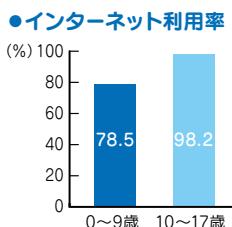
鳥取県青少年健全育成条例は、県内の青少年（18歳未満の者）が心身とも健やかに成長していくよう、発達段階である青少年を見守り、健やかに育む社会環境を構築することを目的に、昭和55年に制定された条例です。

なぜ条例が改正されたのですか？

子どものインターネット利用率・スマートフォン所持率の増加を背景に、ネットやSNSによる被害が続出

現代の子どもたちにとって、インターネットやスマートフォンは生まれた時から当たり前に身近に存在しています。

こうした状況において、インターネットの長時間利用による子どものメンタルヘルス・依存症の問題のほか、SNSにおけるいじめ・誹謗中傷や性被害、さらに青少年による犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）への加担やオンラインカジノ利用といった問題、生成AIアプリなどをを利用して卒業アルバムの顔写真を加工し、本人のものと見紛うような性的画像（いわゆる性的ディープフェイク）を作成・流布されるといった事案も全国で発生しています。



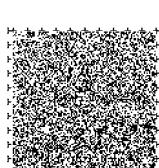
- 0歳から9歳の78.5%、10歳から17歳の98.2%がインターネットを利用しておらず、その一日当たりの平均利用時間は、小学生（10歳以上）で約3時間44分、中学生で約5時間2分、高校生で約6時間19分に
- 小学生（10歳以上）の72%、中学生の95.3%、高校生の99.1%が自分専用のスマートフォンを所持していると回答
(こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」より)

こうした被害から子どもたちを守り、被害者にも加害者にもしないため、青少年健全育成条例において必要な措置を講じることとし、令和7年2月、6月の県議会で条例改正案が可決されました。

条例が改正されて、どのように変わったのでしょうか？

令和7年4月1日から施行されたこと

- 青少年の個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、青少年にSNSの適切な利用方法を習得させることが保護者、学校関係者等の努力義務となりました
- 条例において「児童ポルノ」の定義を明確化し、実在する青少年の顔画像を生成AI等により加工して作成した性的画像も含まれることを明確化した上で、その作成・製造・提供が禁止されました
- オンラインカジノは賭博に該当することを明確化した上で、青少年にオンラインカジノや強盗、詐欺その他の犯罪行為を行う機会をインターネットにより与えることが禁止されました
- フィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト、オンラインカジノが含まれることを明確化し、ペアレンタルコントロールにより青少年のこうした有害情報の閲覧等を防止することが保護者の努力義務となりました
- 青少年が使うスマートフォンの契約を行うときに、シグナルやテレグラムなど犯罪の連絡手段として使われることがあるアプリの制限方法の説明が事業者に義務付けられました



令和7年8月4日から施行されたこと

- 児童ポルノの作成・製造・提供の禁止に違反した者に対して、知事は、その児童ポルノの廃棄等を命令できることとなりました
- 知事は、廃棄等命令に従わない者の氏名等を公表することができることとなりました（※ただし、公表による青少年の心身への影響に十分配慮）
- 児童ポルノの作成・製造・提供の禁止に違反した者や、知事の廃棄等命令に従わない者は、5万円以下の過料に処せられることとなりました

生成AI等を利用したいわゆる性的ディープフェイクを含む児童ポルノの作成・製造・提供行為は、被害者である子どもの心身に極めて深刻な影響を及ぼし得るものであり、県民意見でも、違反に対する罰則を求める意見が大多数にのぼりました

県の責務

- 県は、青少年や保護者からの相談に対応するための体制を整備し、関係者に必要な周知・啓発を行います
- 県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講じます

困ったら、ぜひ相談してください～青少年や保護者の皆さんへ～

SNSやインターネットの利用を巡るいじめ・誹謗中傷、性被害、長時間利用、フィルタリングの方法などの相談やお困りのこと、悩みごとなどがありまし
たら、遠慮なくご相談ください。

青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口

電話 0857-26-7798
(平日13:00～17:00)

メール seishounensoudan@pref.tottori.lg.jp



メール二次元コード

性的ディープフェイクの被害にあった青少年やご家族を支援します

県では、教育委員会や警察などと連携し、被害にあわれた方をサポートします。

- 発信者情報の開示請求、性的ディープフェイク画像の削除請求をお手伝いします
- 専門家による心のケアなど青少年をフォローし寄り添います
- 画像の削除に係る弁護士相談費用を助成します

青少年がSNSを適切に利用するためのリーフレットを作成しました。
ぜひご家庭などで話し合ってみてください！



条例改正について、詳しくは
こちらをご覧ください
(鳥取県青少年健全育成条例
改正のページ)



6ページ、7ページに関するお問合せは、
鳥取県子ども家庭部 家庭支援課
TEL : 0857-26-7076 FAX : 0857-26-7863

From

鳥取県立人権ひろば21

ふらつと

災 害

ふらつと おすすめ DVD

能登半島地震から学ぶ今後の地震対策

～南海トラフ巨大地震・首都直下地震からも生き延びるために～

令和6年元日に発生した能登半島地震では、災害関連死を含め多くの犠牲者がいました。本作品では、能登半島地震から得られた教訓をもとに、今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大地震から私たちが生き延びるためにの対策を、被災された方の貴重なインタビュー映像を交えながら、具体的に解説していきます。

認知症

母のさがしもの 認知症とともに生きる

誰もが認知症に関わる可能性のある現代社会において、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らしていくためには、周囲の人が認知症に対する正しい知識と理解を持つことが重要です。本企画ではある家族の視点を通じて、症例を織り交ぜながら描くことで認知症に関する理解を深め、認知症の人の不安や家族の悩みを知り、本人や家族の孤立を防ぐために介護者や地域の交流の重要性を示すと同時に、本人の気持ちに寄り添うことの大切さを学びます。

LINE公式アカウント友だち募集中



ID:@909szxqr

- 本やDVD、展示やイベントの最新情報をいち早くお届けします
- 資料の貸出予約もできて簡単便利
- ふらつと利用について、チャットでのお問い合わせも可能



【開館時間】9時～17時

【休館日】祝日、年末年始、
県民ふれあい会館の休館日

[TEL] 0857-27-2010

[FAX] 0857-21-1714

[E-mail] furatto@tottori-jinken.org

●本・DVDの貸出冊数、期間

	本		DVD	
個人	10 冊	2 週間	2 本	2 週間
団体	50 冊	4 週間		

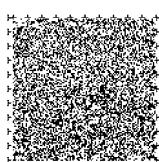
今後の情報誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。

とつとり人権情報誌



●駐車場について

県民ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。



発行

公益社団法人鳥取県人権文化センター

〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）2階
[TEL] 0857-21-1712 [人権相談専用TEL] 0857-21-1713
[FAX] 0857-21-1714 [E-mail] t-jinken@tottori-jinken.org
[HP] <https://tottori-jinken.org>



センター HP